

# クーリング・オフに関するお知らせ

次のことは、電力の販売方法が「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合」のみの適用となります。

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。
2. この場合、
  - ① お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

3. クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

株式会社 NEXT 西日本

〒639-1007

奈良県大和郡山市南郡山町 233-2